

キヤノンフォトサークル会則

1. 名称

本会の名称は、キヤノンフォトサークルとします。

2. 本会の概要

本会は、キヤノン製品を通じて写真を楽しみたいと思う方ならどなたでも入会できる有料会員組織です。キヤノンフォトサークル憲章を尊重しながら会員の皆様に写真をより楽しんで頂くことを目的としております。

3. 会員資格

キヤノン製品の愛用者で本会の趣旨に賛同する日本在住の個人の方

(プロ、アマチュアのいかなを問いません。なお、法人その他の団体の方はご利用いただけません。)

4. 活動概要

本会は、次の活動を行うものとし、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます）は、本会の事務局として、本会の運営を行います。

- ① 会員の写真技術の向上、会員相互の連絡および作品発表、新製品の紹介などを目的とした情報提供（会報誌の発行、会員向けWebサイトの運営、メールニュース配信など）
- ② フォトコンテストの開催
- ③ 写真に関する各種イベントの企画運営（一部有料）
- ④ 本会会員の活動状況に基づいた当社他サービス（キヤノンイメージゲートウェイなど）からの関連情報の配信
- ⑤ その他前各号に関連する活動

5. 入会

本会に入会するには、別途当社所定の手続きに従った申し込みおよび年会費の納入が必要です。

なお、当社が受領した年会費は、理由のいかなを問わず一切返金しないものとします。

6. 退会

会員は、当社所定の手続きを行うことにより、本会を退会することができます。

7. 会員資格の取消

会員が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、個人、団体を問いません）の関係者であったとき、本会則に違反したとき、本会、他の会員もしくは当社との信頼関係を著しく害

する行為を行ったとき、またはこれらの事項に該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社は当該会員に通知することにより、ただちに当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。この場合においても、当社が受領済みの年会費およびその他の金員は、理由のいかんを問わず一切返金しないものとします。

8. 有効期間および更新

- (1) 本会の会員資格の有効期間（以下「有効期間」といいます）は、当社が年会費を受領した日から翌年同月末日までとします。ただし、有効期間満了日までに、お客様が当社所定の手続きにて退会の申し出を行わない場合、当該会員資格の有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、有効期間の終了日までに翌年度分の年会費の支払いが確認できない場合には、会員は当社に対して退会の申し出を行ったものとみなされ、有効期間の終了日をもって本会員は本会の会員資格を喪失するものとします。

9. キヤノンフォトクラブ

会員が当社所定の要件を満たした場合は、地域を定めて当該会員が自主的に運営するキヤノンフォトクラブの設立を当社に申請することができます。その組織の承認および運営方式は別途当社所定のキヤノンフォトクラブ規定にて定めます。

10. 個人情報の取り扱い

当社が取得した会員の個人情報は、当社所定の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。

11. 本会則への同意および本会則の改定

- (1) 本会への入会申し込みを行った者は、当該申し込みの時点で本会則に同意したものとみなします。
また当社は、会員に事前に通知することにより、本会則その他本会の運営に関する事項を、いつでも改定することができるものとし、会員は、本会を利用する限りにおいて、改定後の本会則その他本会の運営に関する事項に従うものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき本会則を変更する場合は、原則として1ヶ月以上前に会員に通知するものとします。なお、当該変更が会員の権利義務に重要な影響を及ぼさないと当社が判断した場合は、この限りではないものとします。
- (3) 本会則に基づく当社から会員に対する通知は、その内容に応じて電子メールまたは当社のホームページ（URL：<https://cpcin.canon.jp/cpcuser/member/rules.html>）への掲載によって行なわれます。
- (4) 前項の電子メールによる通知は、当社が電子メールを送信した時点、また当社のホームページへの掲載による通知は、ホームページに掲載した時点で効力が発生するものとします。

12. 本会の解散

当社は、当社の判断で本会を解散することができるものとします。

2022年7月20日 改定

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 キヤノンフォトサークル事務局